

令和7年11月1日

保護者各位

軽井沢町教育委員会
(公印省略)

軽井沢町新入学児童・生徒の就学援助制度のお知らせ

軽井沢町では、経済的理由等により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を援助しています。そのうち入学予定者学用品費等については、小中学校入学前に支給できることとなっています。

つきましては、令和8年4月に軽井沢町立小中学校等に入学予定の幼児・児童の保護者で、就学援助を希望される方は、以下の内容を熟読のうえ、申請手続きをしてください。審査後、認定となった方には、令和8年2月に入学予定者学用品費等を支給します。

記

1. 援助対象者

次の全ての要件を満たす保護者

- (1) 軽井沢町に住所を有する方（令和8年3月末日以前に町外へ転出する方を除く）
- (2) 幼児・児童が令和8年4月に軽井沢町立又は国・都道府県立の小中学校に入学予定の方
- (3) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困難であり、下記の理由のいずれかに該当される方
 - ①生活保護が停止、又は廃止となった。
 - ②住民税が課税されていない（非課税世帯）。
 - ③住民税・個人の事業税・固定資産税のいずれかの減免を受けている。
 - ④国民年金掛金・国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている。
 - ⑤児童扶養手当の支給を受けている。
 - ⑥生活福祉資金貸付を受けている。
 - ⑦保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者である。
 - ⑧保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる。
 - ⑨PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている。

2. 手続きの方法

就学援助を希望される方は、軽井沢町教育委員会こども教育課学校教育係へお問い合わせのうえ、申請書類一式を受け取り、必要事項をご記入のうえ、こども教育課へご提出ください。

なお、個人番号法の定めにより、世帯票に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。マイナンバーが他者に漏れることのないよう、お手数ですが、申請書類は封入封緘していただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

※提出期限：令和7年11月28日（金）

3. 提出書類

- (1) 軽井沢町新入学児童・生徒就学援助申請書（世帯票）
- (2) 軽井沢町新入学児童・生徒就学援助申請に関する質問について
- (3) 所得課税証明書**（※令和7年1月1日現在で軽井沢町に住所が無かった方）**

※必要に応じ、他の証明書類等をご提出いただくこともあります。

※個人情報、就学援助制度以外には使用いたしません。

4. 援助の認定について

申請書をもとに、申請者の世帯及び課税・収入等の状況を調査し、申請の対象基準を満たしているか確認します（世帯収入の基準額は、生活保護の基準に準じています）。併せて、担任・園長又は小学校長の意見及び、必要に応じ民生・児童委員の訪問調査による意見を参考に、判定作業を行います。

なお、判定の結果、申請条件を満たしていない場合や、申請書内容に虚偽が判明した場合は認定になりませんので、予めご了承ください。

結果については、令和8年1月中に申請者全員へ通知いたします。

※認定とならない場合の例

- ・上記「1. 援助対象者」に該当しない場合。
- ・同居する親族等があり、世帯合計所得が基準額を上回る場合。
- ・児童扶養手当を受けているが、合計所得が基準額を上回る場合。
- ・同居はしていないが、同一敷地内に親族等があり（2世帯住宅や、同一敷地内に別に家を建てている等）、生活を援助していると思われる者の所得と申請者の所得合計が基準額を上回る場合。
- ・申請書に必要事項が記入されておらず、公正な判定ができない場合。

等

5. 幼児・児童一人当たりの援助費支給額

小学校入学予定の幼児	57,060円
中学校入学予定（小学校6年生）の児童	63,000円

6. その他注意事項

- (1) 令和8年3月末日以前に軽井沢町外へ転出又は令和8年4月に町立（または国・都道府県立）小中学校に入学しないにも関わらず、就学援助の支給を受けたときは、返還していただくことになりますので、該当する可能性のある場合は、申請を行わないでください。
- (2) 今回の申請をしない場合でも、お子さんの入学後に就学援助を申請し、認定となった場合は、令和8年10月に入学予定者学用品費等を支給します。

7. 問い合わせ・提出先

軽井沢町教育委員会 こども教育課 学校教育係（軽井沢町中央公民館内）
電話：0267-45-8672